

富士銀行の内部管理体制 Internal Control Sys

「みずほフィナンシャルグループ」の一員としての、当行のリスク管理体制・コンプライアンス(法令等遵守)・内部監査の体制を説明します。

リスク管理体制

みずほフィナンシャルグループのリスク管理への取り組み

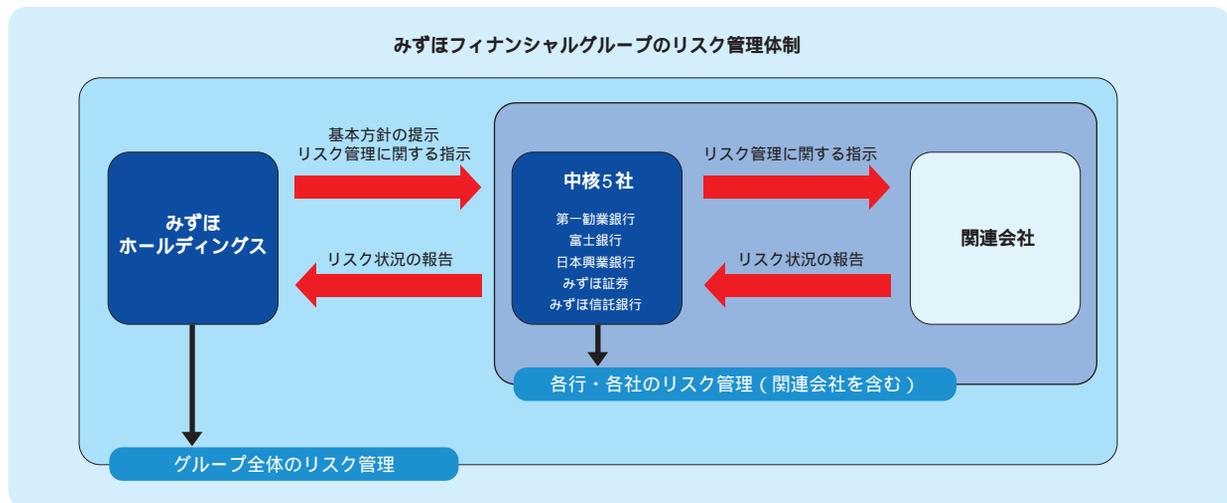
基本的な考え方

金融の自由化・国際化の進展等により金融業務は急速に多様化・複雑化しており、金融機関は信用、市場をはじめ、事務・システム・法務・決済等、多様なリスクを抱えています。当グループでは、銀行経営の健全化・安定化を図りつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてこれらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の一つとして認識しています。このような認識のもと、みずほホールディングスの取締役会において、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための体制の整備と人材の育成、リスク管理体制の有効性および適切性の監査の実施等を内容とした、グルー

プ全体に共通のリスク管理の基本方針を定めました。当グループはこの方針に則り、さまざまな手法を活用してリスク管理手法の高度化を図る等、リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク管理体制の概要

当グループにおいては、みずほホールディングスがグループ全体のリスク管理を統括する体制としています。また、当行においても、業務内容に応じた適切なリスク管理を行っています。具体的には、当行が、みずほホールディングスの定めた各種リスク管理の基本方針に基づき、関連会社も含めたリスク管理を行っています。さらにみずほホールディングスは、グループ全体のリスク状況をモニタリングしつつ、当行に対してリスク管理に関する適切な指示を行っており、当行ではこの指示に基づいて、適切なリスク管理を実施しています。



tems of Fuji Bank

統合リスク管理について

基本的な考え方

当行では、統合的なリスク管理を行うために、各種リスクごとに専門の経営会議でリスク管理の方針決定およびモニタリングを行い、かつ各種委員会で機動的にフォローするとともに、統合的なリスク管理に関する方針を年2回の「リスク経営会議」にて統轄し、月例経営会議でフォローする体制となっています。さらに信用リスク・市場リスク・事務リスク・システムリスク・法務リスク等の各種リスク管理を統轄する役員専門職位「リスク統轄役員: Chief Risk Officer(CRO)」を設置しています。リスク統轄役員は、収益部門から分離・独立して、リスク横断的視点から各種リスクのモニタリングを行い、強力な牽制機能を果たします。

リスクキャピタル配賦

当行では、みずほフィナンシャルグループにおいて平成13年度より開始した各ビジネスユニットへのリスクキャピタル配賦と同様の枠組みをすでに導入しています。具体的には、リスクの定量化手法に基づいて算出した信用リスク量、市場リスク量を合算して統合的に把握し、当行の保有するリスク量が財務体力を超えることのないように、資

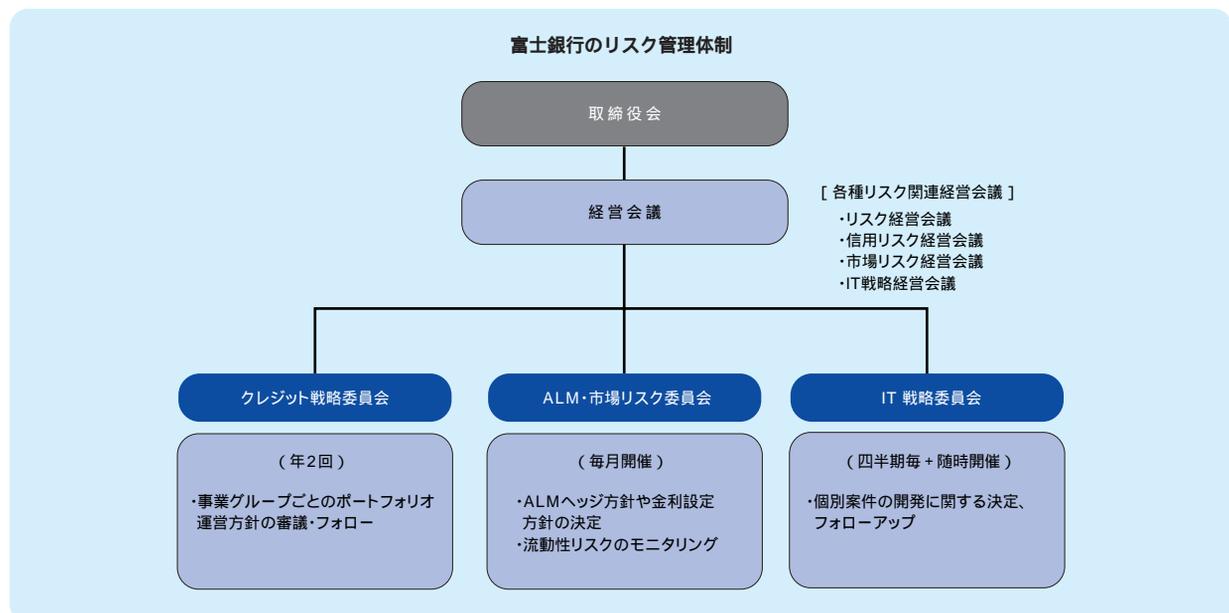
本勘定等をもとに事前に定められた範囲内にリスクを管理・制御しています。このように当行ならびにみずほフィナンシャルグループ全体の経営の健全性の確保に努めています。

オペレーショナル・リスクへの取り組み

当行では、信用リスクや市場リスク以外の事務リスク・システムリスク・法務リスク等の各種リスク(一般的にはオペレーショナル・リスクと総称されます)についても、リスクの性格・大きさ等を十分に把握し、経営陣の積極的な関与のもと、必要な管理体制を整備するよう努めています。特に、事務リスク・システムリスク等の主要なリスクについてはそれぞれ担当部署を定めて対応しています。またリスク横断的視点から、オペレーショナル・リスクのモニタリングを行っています。

今後、自己資本比率規制^(注)に関する検討状況やリスクの定量化手法の進展等をふまえた、オペレーショナル・リスク管理の高度化に積極的に取り組んでいきます。

(注)バゼル銀行監督委員会において、オペレーショナル・リスク(事務リスク・システムリスク・法的リスク等を包含)に見合う自己資本が必要との認識のもと、平成16年度からの導入に向けて具体的な計測手法につき検討が行われています。



信用リスク管理について

銀行が抱えるさまざまなリスクのうち、信用リスクは市場リスク同様に大きな比率を占めるものであり、融資業務に関するものだけでなく、デリバティブズ等の市場取引にともなうもの、市場決済に付随するもの等、多岐にわたっています。当行は、リスクの所在を的確に見極め、各々について適切な対応をとるよう努めています。特に信用リスクの大宗を占める貸出資産の健全性確保は、信用リスク管理の最重要課題であり、そのために、当行は個別貸出案件ごとの審査・管理および貸出資産全体のポートフォリオとしての管理の両面から貸出資産の健全性確保に努めています。

当行全体の信用リスク管理の運営については、「リスク経営会議」等で、経営陣が「全行的な融資戦略方針の決定」および「ポートフォリオ全体のモニタリング」を行うとともに、国内については与信管理部が、海外については国際審査部が専門部として個別案件の審査・管理方法ならびにポートフォリオ全体のリスク分析方法の企画・開発を担当する体制を整えています。

さらに、ポートフォリオを軸としたクレジットリスク管理の一層の強化を目的に、独立事業体の「コマーシャルバンク」、「グローバルバンク」ごとにも、「信用リスク経営会議」において信用リスクテイク上限ガイドラインおよびポートフォリオ運営方針等を決定し、さらに「クレジット戦略委員会」において、ポートフォリオの運営状況をフォローし、具体的な施策に反映させています。

個別案件審査・管理体制

貸出取引については、貸出資産の健全性・収益性等の観点から、個別案件ごとに、担当営業部店において厳正に分析・審査を行います。営業店の規模やマーケット状況により営業部店長の審査権限を定め、その権限を越えるものについては、本部の審査部門が審査を行う体制となっています。

この際、貸出案件のリスク・収益性を検討する基準として、また、事後の与信管理・収益管理のツールとして、行内格付を活用しています。

国内の本部審査部門においては、大企業・中堅企業取引は業種や規模別に、個人・中小企業取引は地域別にそれぞれ専門の審査部を設置しています。また、産業構造の変革に対応できる審査体制が必要なことから、技術革新の進む先端分野等を専門に担当する「ニュービジネス審査室」を設け、業界知識や技術評価等の専門的ノウハウを蓄積し、審査を行っています。このような審査基準を設けることで、顧客やマーケットの特性に応じて専門的かつ迅速な審査の実施、営業部店への適切なアドバイスを行うことができる体制を整えています。

海外においても、ニューヨーク・ロンドンにそれぞれ米州・欧州地域を担当する審査部を設置し、香港にはアジア地域を担当する審査スタッフを配置して、各国の法制、商慣習、政治経済等の情報収集とそれに基づく的確な審査・管理を行う体制を整えています。

なお、当行では、与信業務において遵守すべき原則的な事項（法令・ルール等）や、与信判断時の基本的な考え方を明文化した「与信業務の基本と規範」を制定し、これを与信業務手続の前提となる基本的な考え方や行動指針の基準を定めるレンディングポリシーと位置づけ、与信業務に従事する全行員が共有し、普遍的な与信スタンスの確立を図るとともに、貸出資産の健全性確保に努めています。

また、産業調査を担当する部門を国内外に設置して、業界動向ならびに最新の商品や技術に関する情報収集・分析を行い、その結果を審査判断等に活用しています。

さらに、このような審査体制を支える人材の育成については、融資審査業務の専門家育成に努めるとともに各役割職務に応じた実践的な教育研修プログラムを実施する等、経営陣として特に注意しています。

信用格付制度

当行の行内格付符号は17段階に分かれており、住宅ローン等を除き原則としてすべての貸出資産を対象としています。格付検討はマニュアルに従って担当営業部店または審査担当部が行い、営業推進部門、審査管理部門から独立した与信監査部門である「与信監査部」が客観的かつ中立的な立場からその妥当性を監査する体制となっています。また、最低年1回は見直しを行い、さらに、お取引先の状況変化等があった場合には、機動的にその都度見直す仕組みとなっています。

この信用格付は、ポートフォリオ全体の信用リスク分析や計量に活

用するとともに、個別案件のプライシングや部門業績の評価、リスクに応じた審査プロセスの適用等、与信業務のあらゆる局面で広く活用されています。

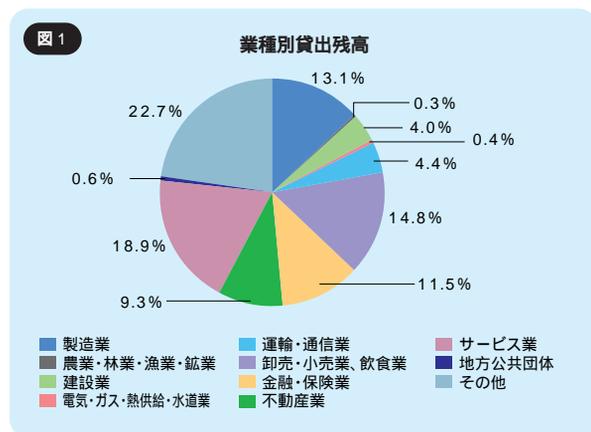
なお、信用格付については、3行統一の格付体系を構築し、平成13年4月より海外拠点から順次新格付に移行を開始しています。新しい信用格付は、3行のノウハウを集約し大企業から中小企業まで一貫した体系に収めたもので、外部格付や債務者区分等との関係にも十分配慮したものとされています。

ポートフォリオ管理

個別案件の審査・管理とともに、個別案件の集合体であるポートフォリオ全体の分析・管理は、貸出資産の健全性確保のうえで極めて重要です。当行では、「経営会議」や「クレジット戦略委員会」等において、「コマーシャルバンク」、「グローバルバンク」ごと・事業グループごとに信用リスクテイク上限ガイドラインおよびポートフォリオ運営方針を決定し、その運営状況をフォローしていくとともに、定期的に業種別・地域別・行内格付別・大口と信グループ別等の切り口でポートフォリオのモニタリング・分析を行い、保有する信用リスクが厳正な範囲内となるよう、「当行全体」および「コマーシャルバンク」、「グローバルバンク」単位」の両面から管理しています。

貸出ポートフォリオの業種別内訳

当行では、業種別貸出残高について(図1)特定業種への偏りが発生していないか、ポートフォリオの構成が急激に変化していないか等の観点から、「経営会議」や「クレジット戦略委員会」等において継続的なモニタリングを行っています。



国内店舗除くオフショア計

貸出ポートフォリオの地域別内訳

さらに、カントリー・リスク/エクスポージャー・システムにより、貸出を含めたすべての与信取引について、国別上限金額を設定しています。この上限金額は、世界経済の状況や、各国の政治・経済状況を反映させ、最低半年に1回見直しを行っています。

表1

アジア向け貸出の状況

(単位: 億円)

	貸出残高	政府・公共金融	プロジェクトファイナンス	民間(X)	民間(X)		(Y/X)
					日系	非日系(Y)	
香港	2,704	353	153	2,198	365	1,833	83.4%
マレーシア	1,068	153	-	914	86	828	90.5%
タイ	742	50	242	449	289	159	35.5%
韓国	725	215	-	510	36	474	92.9%
インドネシア	584	200	75	307	35	271	88.4%
中国	527	217	22	287	145	142	49.6%
シンガポール	365	5	-	360	255	104	29.1%
インド	328	78	19	229	13	216	94.0%
フィリピン	276	115	30	130	53	76	58.9%
台湾	255	10	2	242	87	155	64.0%
ベトナム	19	-	-	19	7	11	60.7%
その他	3	0	2	0	-	0	100.0%
合計	7,602	1,401	548	5,652	1,376	4,276	75.7%

ちなみに平成13年3月末日時点のアジア(除く日本)向け貸出は表1の通りです。民間向けのうち日系企業向けが約4分の1を占めています。また、非日系企業向けは、各国最大規模の企業グループ向けが中心となっています。

信用リスクの計量化

当行では市場リスク等の信用リスク以外のリスクとの統合リスク管理推進、ポートフォリオマネジメント・経営資源配分への応用の観点から、信用リスクの計量化に取り組んでいます。与信取引のほぼ全体(デリバティブ取引等のオフバランス取引も含む)について取引先ごとの与信額 = エクスポージャー)や担保価値を考慮した実質的な与信額を日次で把握し、今後1年間で予想される平均的な損失額 = 信用コスト)と、その予想額を超えて損失が膨らむ場合の最大超過額(= 信用リスク量)を計量しています。信用リスク計量に関する計数は取引種別・格付別・地域別・業種別等のさまざまな角度から分析・報告されるだけでなく、統合リスク管理として、市場リスク量等と統合した形で自己資本と比較され、銀行全体として適切なリスクテイクに寄与する一方、マーケティング戦略としての貸出スプレッドの適正化や、各事業グループが必要なリスク資本の配賦(信用リスク量等を基に配賦)、経営情報システム上の部門別リスク調整後収益の把握およびリスク資本対比のパフォーマンス評価等を通じ、経営判断にも活用されています。

市場・流動性リスク管理について

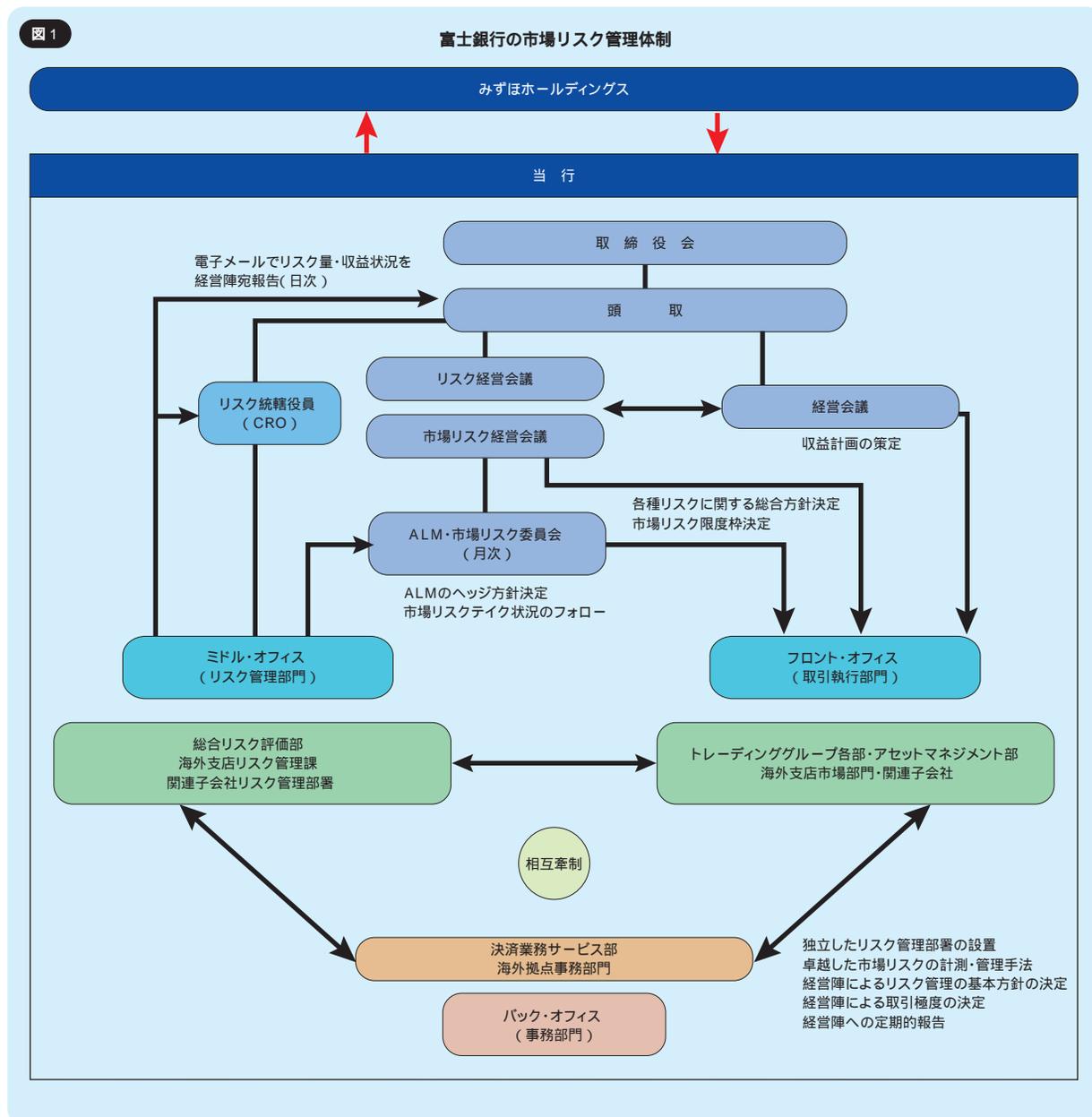
市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し、当行が損失を被るリスクを指します。当行はディーラーや顧客に対する値づけ業務、デリバティブ新商品開発等も含むグローバル・ディーラーとして、リスクを適切にコントロールしながら、市場部門収益の極大化を積極的に追求することを、市場関連取引に対する基本的な取組方針としています。

当行では円預貸金金利リスクの総合管理(ALM)を含めた

市場リスクについての磐石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っています。図1は、当行の市場リスク管理体制の概要を示したものです。その主な特徴は以下の5点です。

- 独立したリスク管理部署の設置
- 卓越した市場リスクの計測・管理手法
- 経営陣によるリスク管理の基本方針の決定
- 経営陣による取引極度の決定
- 経営陣への定期的報告



当行の市場リスク管理体制の主な特徴

独立したリスク管理部署の設置

当行の保有する市場リスクを海外支店・関連子会社を含めた連結ベースで総合的に把握し、評価・管理する部署として、平成6年に邦銀でははじめて「市場リスク総合評価室(現:総合リスク評価部)」を設置しました。この部は、中立的な判断を下すためにフロント・セクション(取引執行部門・ディーリング部門)からは独立したセクションとしています。

さらに海外支店および関連子会社にも、トレーディング部署からは独立した市場リスク管理部署を設置し、各拠点においてもフロント(取引執行部門・ディーリング部門)・モデル(リスク管理部門)・バック(事務・オペレーション部門)各セクションの分離および相互牽制が効果的に行われる組織体制を構築しています。

卓越した市場リスクの計測・管理手法

当行ではフロント・セクションのほぼすべての取引について、時価評価(Mark-to-market)による損益管理を行っています。これは、市場部門業務においては、伝統的な損益認識である実現損益だけでなく、含み損益を含めた全損益の把握が重要であるためです。また、市場リスクを管理するためにバリュー・アット・リスク(以下VAR)手法を導入し、継続的に使用している内部モデルに基づいて算出されたVARが、当行の経営体力対比、十分吸収可能な水準にあることを確認しています。

さらにVARに加えて、部署ごとにその取引実態に応じてベース・ポイント・バリュー(以下BPV)等のリスク指標の管理、ストレステスト・バックテストの実施、損失限度の設定等により、VARのみでは把握しきれないリスクについても管理・抑制できる手法を構築しています。

総合リスク評価部では最先端の金融理論・知識を吸収する一方、管理手法のさらなる高度化の研究およびシステム・インフラの整備も進めています。

経営陣によるリスク管理の基本方針の決定

当行では、リスクテイクの限度を設定する考え方やリスク管理の組織体制・権限・手続き・手法等について明文化した「市場/流動性リスク管理の基本方針」を策定しています。この基本方針は、みずほホールディングスが定めた基本方針に則ったもので、原則として1年に1回見直しが行われ、取締役会により承認されます。この内容はわが国の金融当局およびBIS(国際決済銀行)が公表しているリスク管理体制にかかわる諸原則に沿ったものです。

経営陣による取引極度の決定

当行では、市場リスク・信用リスク・事務リスク等すべてのリスクを当行の持つ自己資本により吸収できる範囲に抑制すべきである、という考え方に立脚し、市場部門にかかわる業務戦略等を考慮に入れたうえで、自己資本の一部を市場リスクに配分する形で市場リスクの最大量を決定します。そしてこのリスクの最大量を、今後の市場環境の見通しや収益計画等を勘案して各部署に割り振り、各部署の極度を決定しています。このリスクテイクの限度およびその部署間の配分については、半年に1回経営陣にはかれ、取締役会や頭取により決定されます。

経営陣への定期的報告

[日次] 電子メール

取引部署ごとの運営状況と損益、さらには当行全体の市場リスクのマクロ的な評価(VAR等)を、電子メールで毎日、会長・頭取以下経営陣に報告しています。

[月次] ALM・市場リスク委員会

毎月、副頭取主宰でALM・市場リスク委員会を開催し、部署ごとの市場リスク量と収益状況、さらには市場流動性リスクおよび流動性リスクの状況等を報告するとともに、ALMヘッジ方針について決定をしています。

以上のように、経営陣が市場リスクに関する状況を正確かつタイムリーに認識し、的確・迅速な経営判断を行える管理体制を構築しています。また、みずほホールディングスに対しても、定期的に報告を実施しています。

さらに上記に加え、特に円預貸金金利リスクの総合管理(ALM)については以下の体制を整備しています。

ALMの専任担当部署として、「資金部」を設置

厳密な管理会計の運営によって、市場金利に基づく商品別・期間別の個別仕切りレートを導入し、ALMの高度化を推進

毎月のALM・市場リスク委員会においてALMヘッジ方針を意思決定し、その方針に基づき資金部が実際のALMヘッジオペレーションを担当、その実績を翌月のALM・市場リスク委員会に報告する体制を構築

ベース・ポイント・バリュー(BPV)
金利感応度の指標で、金利が1ベースポイント(=0.01%)変化したときの取引の時価評価額の変化量を表します。

バリュー・アット・リスク(Value at Risk)
バリュー・アット・リスク(以下VAR)とは、市場の不利な動きに対し、一定期間・一定確率のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法です。VARの金額は信頼区間・保有期間の設定方法、市場変動の計測の仕方(計測モデルとよびます)によって異なります。

当行全体の市場リスク管理

市場リスク量の推移

平成12年度における当行全体の市場リスク(VAR)の総量の推移は、図2の通りです。ここでの計量対象範囲は、海外支店および関係子会社を含めた連結ベースの市場リスク量のほぼ全体をカバーしています。ただし、経営政策の視点からの長期安定保有株式(政策投資株式)等の価格変動リスクは除き、また、安田信託銀行のトレーディング取引を合算しています。

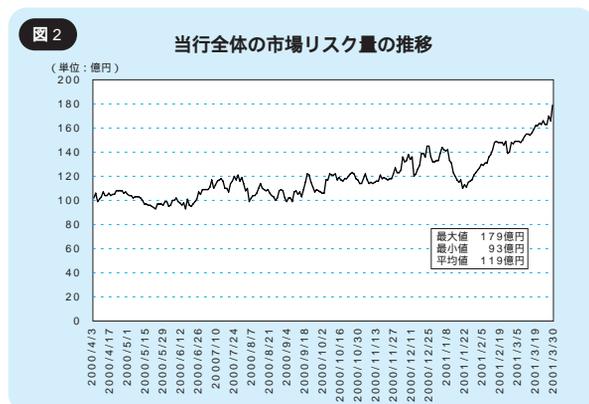


図2の計量に使用したVARの定量基準
 信頼区間 片側 one-tailed 99.0% (両側 98%)
 保有期間 1日
 変動計測のための市場データの標本期間 1年(平成12年10月1日以降)
 (平成12年9月30日までは標本期間6カ月)
 商品間の価格変動の相関を考慮
 計測モデル 分散共分散法

市場リスク量の構成

平成13年3月末日時点における市場リスク量のリスク・カテゴリ(リスク種類)別構成は図3のグラフの通りです。これは各種リスク要素が市場リスク量に与える影響の割合を表します。例えば「金利関連リスク(日本円)69.3%」とは、市場リスク量総量のうち日本円金利の変動による部分が69.3%であることを示しています。

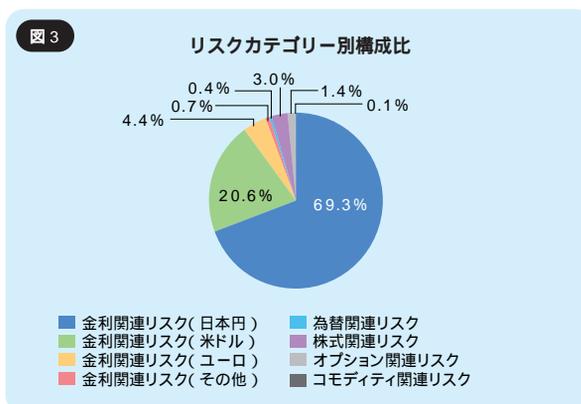


図3の通り、リスクコントロールに当たり邦銀としての強みを充分発揮しうる円金利リスクに最大比率のリスクを配分し、それ以外のリスク・カテゴリにもバランスよくリスクを分散して運営しています。

市場流動性リスク管理体制

市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを、市場流動性リスクと定義します。当行では、金融商品ごとに、当行が適正価格で取引が可能な1日当たりの取引量、およびリスクの手仕舞い日数を算出、当該日数を保有期間とする市場リスク量(VAR)を計量して管理を行っており、万一の際にも極めて短期間に保有するリスクを適正価格で手仕舞えることを確認しています。平成13年3月末日時点における当行の市場流動性リスク量は568億円であり、市場規模・手仕舞い期間を考慮した想定最大損失についても、当行の経営体力対比十分吸収可能な水準にあります(商品間の価格変動の相関関係は破壊されたとして保守的に計量)。

市場流動性を勘案した市場リスク量についても、半年に1回その限度額を頭取が承認し、さらに毎月のALM・市場リスク委員会でその状況を報告しています。

バンキング業務の市場リスク管理

市場リスク量の推移

平成12年度における当行のバンキング業務における市場リスク(VAR)の総量の推移は、図4の通りです。

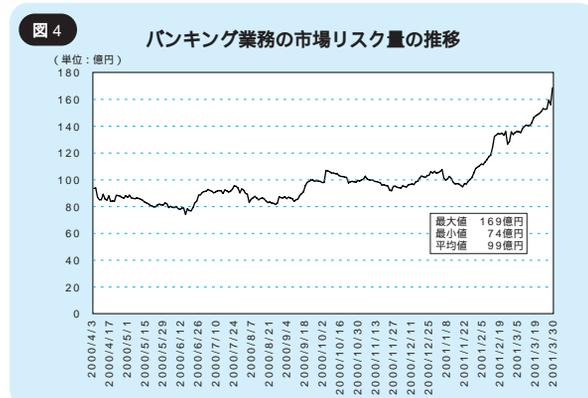


図4の計量に使用したVARの定量基準・計量対象となる範囲は、8ページの図2「当行全体の市場リスク量の推移」と同様です。ただし、安田信託銀行のリスク量は含みません。

金利リスクに関する状況

表1は、平成13年3月末日における金利リスクの期間別金利感応度(期間別BPV)を表しています。

表1 金利リスクの期間別金利感応度(期間別BPV)

通貨	1年以内	1年超5年以内	5年超
円	3億円	9億円	15億円
ドル	2億円	2億円	0億円
ユーロ	0億円	1億円	0億円
その他	0億円	0億円	0億円

BPVという金利感応度の指標は、金利が1ベースポイント(=0.01%)上昇した場合の含み益の増加額を表しています。従って表1にてマイナス表示のものは、該当期間の金利が上昇すると含み益が減少することを意味しています。この分析により、短期金利と長期金利が異なる動きをした場合でも、含み益への影響度をより正確に把握することが可能です。

損益シミュレーションに関する状況

バンキング勘定の主要通貨の金利ポートフォリオについては、定期的に損益シミュレーションを実施しており、金利水準の変化が当行損益に与える影響について詳細に分析しています。

表2 期間損益シミュレーション

	円	ドル	ユーロ
平成13年4月~平成13年9月	125億円	33億円	0億円
平成13年10月~平成14年3月	172億円	35億円	0億円

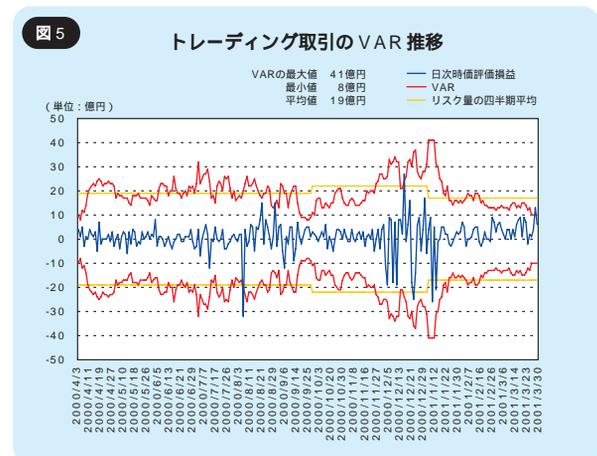
表2は、金利水準が0.5%上昇した場合を想定し、当行収益の変化額を示したものです。上記シミュレーション結果は、自己資本・収益力等の経営体力に照らし十分吸収可能な水準です。

以上のように当行においては、VARによる市場リスク管理のみならずBPV等他の指標や手法を併用し、より詳細なリスク評価・管理を行っています。

トレーディング取引の市場リスク管理

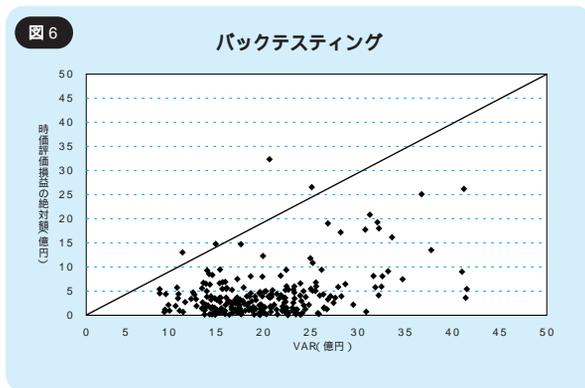
市場リスク量の推移

平成12年度における当行の「トレーディング目的の取引」に時価評価対象の外国為替取引を加えた市場リスク(VAR)の総量の推移は、図5の通りです。



バックテスト

バックテストとは、想定されたVARと、実際に発生した損益とを対比することによって、リスク計測に使用しているモデルの精度を評価することです。図6を斜めに走る線より上にある点は、当日予測したVARを上回る損益が発生したことを示し、その日数は4営業日でした。すなわち、予測を上回る損益が発生した比率は1.6%となり、計測モデル上の確率2%(100% - 98% 両側)に近い数値となっています。このことは当行計測モデルが十分な精度をもって市場リスクを計測し得ていることを示しています。



ストレステスト

市場は不安定なものであることから、当行では通常想定される市場価格の変化を超えるような最悪の事態に備えて、考えられる最悪の条件のシナリオを設定し、その場合にどの程度の損失が発生する可能性があるかを分析しています。これをストレステストといい、その際に想定するシナリオをストレスシナリオといいます。そしてその結果は月次で経営陣に報告され、経営上の意思決定に反映されています。

信頼区間を平常時より厳しく設定したシナリオ(信頼区間99.9%の場合;商品間の価格変動の相関関係は維持)および、過去の最大値のシナリオ(過去10年以上の変動推移に照らして、最も極端に市場が動き、商品間の価格変動の相関関係も破壊された場合)の想定最大損失は表3の通りです。

表3 ストレステストの状況

	想定最大損失
VaR(信頼区間99.0%)	11億円
ストレスシナリオ(信頼区間99.9%)	14億円
ストレスシナリオ(過去最大値・相関破壊)	864億円

リスク対応収益率

自らが取り得るリスクを的確に把握し、適切な資源配分を行い、適正利潤をあげていくことは銀行経営の基本的課題です。従って、リスクと収益の関係は健全かつ適切な状態にあるか、また潜在的な損失の可能性は安全な範囲内に抑制されているかをチェックしていくことは非常に重要です。

図7 トレーディング取引(含む為替取引)のリスク対応収益率

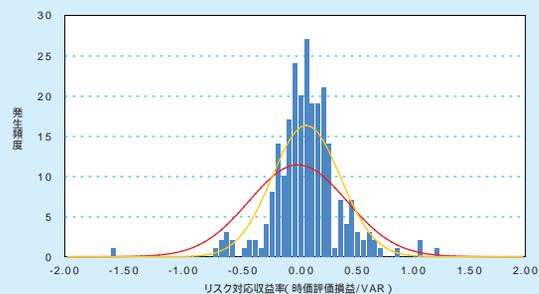


図7は、損益とリスク量の割合(損益/VAR = リスク対応収益率)を頻度別に表示したものです。当行収益の頻度分布をもとに算出されるリスク対応収益率の曲線(正規分布)を黄色で表示し、一方で、金利・相場予測に何ら基づくことなく取引を行った場合に予想されるリスク対応収益率の分布を赤い曲線で表しています。黄色と赤の曲線を比較すると、以下のことが読みとれます。

当行の今年度の取引実績である黄色の曲線の中心(いわゆる平均値)が赤の曲線の中心より正(+方向)にずれており、全体として有効に収益を積み上げられたこと。分布の尖度が赤の曲線に比べて鋭く、日々の収益の変動が小さい、すなわち安定的な収益の計上が行われた一方、損失についても顕著な損失発生頻度が少なかったこと。

当行は層の厚い顧客取引と十分に分散投資のなされたトレーディング資産を保有しており、このように安定した収益の分布を示すことができました。当行では、このような形でリスクとリターンを総合的に把握し、部署間へのリスク配分決定に際しての一つの大きな指標としています。

市場関連取引の評価手法

トレーディング取引

トレーディング取引の公正価値の算出は、時価(公正価値)が入手可能な場合は時価を利用して見積りを行い、時価が入手不可能な場合には割引現在価値法またはほかの評価方法を利用して見積りを行っています。評価方法や評価に当たった前提条件については当行が妥当と考える仮定が含まれており、異なる仮定を用いた場合には異なる値が算出される場合があります。

非トレーディング取引

非トレーディング取引の会計処理についても、当行では管理会計上トレーディング取引(上記)と同様の手法により含み損益を算出しています。

管理会計上の評価調整

当行では、クローズ・アウト・コスト(=オファーとビッドのプライスの違いにより発生するコスト)、信用コスト(=計量化により算出される予想損失額)等を把握し、管理上の評価調整に使用しています。

財務会計には反映させていません。

表 4

クローズ・アウト・コスト

	平成 12 年度
非トレーディング取引	56 億円
トレーディング取引	14 億円
合計	70 億円

信用コスト

	平成 12 年度
非トレーディング取引	29 億円
トレーディング取引	15 億円
合計	44 億円

流動性リスク管理体制

当行では流動性リスクを、金融機関の財務状況の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しています。

流動性リスクについても、運用・調達状況および資金調達余力の分析をもとに、半年に 1 回その限度額を頭取が決定しています。また、資金繰りの状況をその逼迫度に応じて管理し、毎月の ALM・市場リスク委員会、および定期的に取り締役に報告する等、厳格な管理を行っています。

オフバランス取引の状況

オフバランス取引への取組状況、利用目的

オフバランス取引とは元本の資金移動が発生しないため貸借対照表上に掲載されない取引のことです。当行では、オフバランス取引のなかでも、スワップ・先物・オプション等の金融派生商品(いわゆるデリバティブ取引)を、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、ALMをはじめとする当行保有の金利リスクや為替リスクのヘッジ、市場取引業務に活用しています。

オフバランス取引の市場リスクに関する状況

オフバランス取引の市場リスク・市場流動性リスク・流動性リスクに関する状況については、「市場・流動性リスク管理について」(6 ページから)に記載していますので、ご参照ください。

オフバランス取引の信用リスクに関する状況

オフバランス取引の契約金額・想定元本額、信用リスク相当額(与信相当額)は表 5 および 6 の通りです。

オフバランス取引の信用リスク相当額は、与信相当額、すなわち「貸出取引における元本」に相当するものです。従ってこの信用リスクは、オフバランス取引の契約先の信用度に応じて審査担当部が取引限度額を設定し定期的に見直し、さらに取引種類ごとにも限度額を設定し、それぞれの限度額を超過しないように厳格に管理・運営しています。

表5 オフバランス取引(BIS自己資本比率算出対象)の契約金額・想定元本、信用リスク相当額

	契約金額・想定元本		信用リスク相当額(与信相当額)	
	平成12年3月末日現在	平成13年3月末日現在	平成12年3月末日現在	平成13年3月末日現在
金利スワップ	312兆0,864億円	356兆9,533億円	3兆1,914億円	4兆2,994億円
通貨スワップ	5兆9,208億円	7兆0,454億円	2,608億円	4,384億円
先物外国為替取引	13兆8,657億円	23兆0,377億円	4,718億円	9,718億円
金利オプション(買)	3兆5,762億円	2兆8,224億円	373億円	294億円
通貨オプション(買)	1兆0,068億円	2兆0,888億円	419億円	1,625億円
金利先渡取引(FRA)	33兆2,809億円	46兆9,657億円	386億円	853億円
その他	140億円	39億円	13億円	3億円
一括清算ネットting 契約による与信相当額 削減効果			2兆7,360億円	4兆3,332億円
合計	369兆7,510億円	438兆9,175億円	1兆3,073億円	1兆6,541億円

BIS自己資本比率基準ベース

表6 オフバランス取引(BIS自己資本比率算出対象外)の契約金額・想定元本、信用リスク相当額

	契約金額・想定元本	
	平成12年3月末日現在	平成13年3月末日現在
金融先物取引	42兆2,150億円	67兆8,505億円
金利スワップ		
通貨スワップ		496億円
先物外国為替取引	2兆0,575億円	4兆2,324億円
金利オプション(買)	9,268億円	2兆3,632億円
通貨オプション(買)	494億円	1,549億円
金利オプション(売)	4兆9,875億円	6兆3,463億円
通貨オプション(売)	1兆1,533億円	2兆0,127億円
FRA・FXA		
その他	568億円	287億円
合計	51兆4,464億円	83兆0,386億円

これらの取引は、取引相手が取引所に証拠金を差し入れていること、ならびに極めて短期間の取引であること等の理由により、リスクが極めて少ないことから国際統一基準における信用リスク相当額の算出対象外となっているものです。

表7にオフバランス取引の信用リスクに関する定量的情報を示します。計量範囲は、当行のデリバティブ取引等オフバランス取引を、単体および連結ベースでほぼすべてカバーしています。

当行のオフバランス取引の信用リスクの大きさをみるうえで重要な数字は、「信用力構成 連結ベース 想定最大損失額合計 162億円」です。この162億円は、「これから先100年に1年くらいの極めて低い確率で、オフバランス取引の相手先の一部が倒産して162億円程度の損失が当行に発生する年があるかもしれない」ということを示す統計的予想の数字です(財務上の損失や含み損の数字ではありません)。すなわち、オフバランス取引について100年に一度くらい最悪の事態が万一起こっても、自己資本、収益力

に照らし当行の経営への影響はほとんど無いと言えます。

これらの表のように、オフバランス(デリバティブ)取引の貸出金相当額の単体ベース、連結ベースで約79%が格付機関の外部格付で投資適格におおむね相当する信用力を有するとみられるお取引先との取引です。お取引先の地域別構成をみると、日・米・欧先進諸国向けが大半であり、アジアやその他地域向け取引は非常に少なくなっています。また、お取引先の業種別構成をみると、オフバランス(デリバティブ)取引を本業の一部とする銀行等、金融機関が中心となっています。

なお、当行では投機性が高いとみなされるようなオフバランス(デリバティブ)取引はほとんど取り扱っていません。

表 7

オフバランス取引の信用リスクに関する状況(平成13年3月末日現在)

信用力別構成

【単体ベース】

(億円)

	外部格付 AAA/Aaa ~ BBB/Baa に概ね相当する信用力を 有するとみられる取引先	外部格付 BB/Ba に 概ね相当する 信用力を有すると みられる取引先	その他	合計
与信相当額 (構成割合)	9,456 (78.9%)	1,856 (15.5%)	673 (5.6%)	11,985
信用コスト	3	4	13	20
信用リスク量	8	31	31	69
想定最大損失額	10	35	44	89

【連結ベース】

	外部格付 AAA/Aaa ~ BBB/Baa に概ね相当する信用力を 有するとみられる取引先	外部格付 BB/Ba に 概ね相当する 信用力を有すると みられる取引先	その他	合計
与信相当額 (構成割合)	13,387 (78.8%)	1,960 (11.5%)	1,641 (9.7%)	16,989
信用コスト	5	4	33	41
信用リスク量	13	33	75	120
想定最大損失額	17	37	107	162

1 連結ベースは子会社のほぼ全てをカバー。

2「信用コスト」とは、計量化により算出される予想損失額です。

3「信用リスク量」とは、計量化により算出される潜在損失額(実際に発生する損失額のプレの部分)です。

4「特定最大損失額」とは、信用コストと信用リスク量の合計額で、最悪のケースでの最大の損失額を統計的に予想した数字です。

地域別構成

【単体ベース】

(億円)

	日本	アジア	米国	欧州	その他	合計
与信相当額 (構成割合)	6,175 (51.5%)	387 (3.2%)	3,864 (32.2%)	1,268 (10.6%)	291 (2.4%)	11,985
信用コスト	18	1	1	0	0	20
信用リスク量	65	2	1	1	0	69
想定最大損失額	83	2	2	1	0	89

5 本店所在国ベース。

業種別構成

【単体ベース】

(億円)

	銀行・証券・ 保険	製造業	卸売・小売業・ 飲食店	運輸通信	サービス	建設業	不動産業	その他金融	その他	合計
与信相当額 (構成割合)	7,570 (63.2%)	1,357 (11.3%)	979 (8.2%)	435 (3.6%)	192 (1.6%)	94 (0.8%)	184 (1.5%)	642 (5.4%)	533 (4.4%)	11,985
信用コスト	3	3	6	1	1	2	1	3	1	20
信用リスク量	5	15	17	3	5	1	5	15	3	69
想定最大損失額	7	18	23	4	6	3	6	17	4	89

各種リスク管理について

事務リスク管理体制

ここで述べる「事務リスク」とは、不適切な事務が行われることにより、有形無形の損失が発生するリスクです。

当行では、事務リスクの管理については各事業グループから独立した組織である総合事務部を中心に対応する体制を整えています。

国内支店や海外拠点、市場部門はもちろんのこと、各業務ごとに必要な事務手続を定め、その手続に従って業務処理を行うことをルール化するとともに、各部署で管理責任者を定めて業務処理状況の定期的な点検を行っています。

また、市場部門におけるフロント・ミドル・バックオフィスの分離等、組織上、相互に牽制を行う体制を基本としています。

技術革新の成果を積極的に採り入れたコンピューター化や、さまざまな事務作業のセンター集中処理化を推進することにより、人為的なミスの少ない効率的な業務処理体制の構築も進めています。

システムリスク管理体制

ここで述べる「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤動作等、システムの不備等にもない有形無形の損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより有形無形の損失を被るリスクです。

これらのリスクを未然に防止し、万一の場合の損失をできるだけ抑えるため、「システムリスク管理の基本方針」および「セキュリティポリシー」を定め、システムに関わる情報資産の保護ならびに安全な利用を図っています。

具体的には、種々の災害や障害に耐えられるように「システム障害を事前に防止する対策」と「万一システム障害が発生した場合の運用体制」の両面から、コンピュータシステム関連リスクに備えています。「事前防止策」としては、従来より「最新の耐震設備を持つコンピュータ専用ビルへのハードウェア設置」、「2センター体制の構築およびハードウェア・ソフトウェアの二重化によるバックアップ体制の完備」、「回線障害時の自動迂回機能を持つネットワークの設置」等、万全な体制を構築するとともに、新しいシステムの導入・開発に際しては、開発部門から独立したセクションがシステ

ムの構成やセキュリティ手続き等についての検証を行う体制を構築しています。このようにシステム導入の初期の段階から、万一の事故が発生しないよう努めています。「システム障害時の運用」については、障害時の体制や手続き等の緊急時対策(コンティンジェンシープラン)を整備するとともに、緊急時を想定した訓練を実施する等、万一の事態に備えています。

法務リスク管理体制

当行は法務リスクを、法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により有形無形の損失を被るリスクととらえています。

銀行経営においては、規制緩和により業務の自由化・多様化が進展する一方で、自己責任が強く求められるようになってきました。このような環境のもと、当行は、法務リスク管理を経営に関わる重要課題ととらえ、法務リスク管理に取り組んでおり、法務部がその基本的企画・運営を行っています。

当行は、グループの統一的な法務リスク管理の基本方針に則り、当行における法務リスク管理の基本方針を制定し、法務リスク軽減のための施策として、経営判断や新商品・新規業務等に対するリーガルチェック、法令の制定・改廃等の法務関連情報の一元管理、訴訟等の法務リスク状況の把握・対応等を実施しているほか、各部門の各行員が法務リスクをふまえた健全な業務運営を行う体制を目指して、各層別の法務研修を行っております。

決済リスク管理

決済リスクとは「決済が予定通りに行われないことによる損害の可能性」のことであり、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまな側面をもっています。代表的な例として「外為決済リスク(外国為替売買の決済において各国通貨の受渡に時差があるために発生する取りはぐれのリスク)があります。

当行は、決済タイムラグの短縮、ネットィングによる決済額そのものの圧縮等を通じて、その低減を図っているほか、国内外で進められている決済リスク削減のためのプロジェクトに積極的に取り組んでいます。